

役員報酬規程

社会福祉法人 天寿会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天寿会の役員に支給する報酬（以下「月額報酬」という）に関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外についてはこの規程による。

(報酬の体系)

第2条 月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

2 役員の通勤に要する費用は、月額報酬に含まれるものとする。

3 当法人の理事会及び評議員会の出席等の費用弁償等については、別表1に基づき支給する。ただし、当該役員報酬規程に基づいて支給される役員については、費用弁償等は月額報酬に含まれるものとする。

(報酬の基準額)

第3条 月額報酬は、役位別ならびに役員の等級別に、別表2に定める額を基準とし、職務に従事している場合に支給する。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第4条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(報酬の改定)

第5条 各役員の実績を評価して、別表2に定める役位別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

2 前項の評価・改定は原則として毎年1回、決算期の3ヶ月後までに実施する。

(支給日)

第6条 役員への月額報酬の支給日は毎月末日とする。ただし、当日が休日または土曜日の場合は、その前日とする。

(控除金)

第7条 法人は、役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

別表1

区 分	報 酬 額
理事会・評議員会	1回につき 税引き後 10,000 円
監事監査	1回につき 税引き後 10,000 円～30,000 円

別表2

単位：千円

役 職	常勤	非常勤
理事長	1,500	500
常務理事	600	200
理 事	500	200

※非常勤役員における支給基準は、概ね週1日以上勤務する場合とする。

※評議員の報酬は総額 1,000,000 円を超えない範囲とする。

附 則 この規程は、平成 14 年 4 月 01 日より施行する。
この改定は、平成 16 年 6 月 01 日より施行する。
この改定は、平成 17 年 4 月 01 日より施行する。
この改定は、平成 18 年 2 月 21 日より施行する。
この改定は、平成 19 年 4 月 01 日より施行する。
この改定は、平成 23 年 1 月 01 日より施行する。
この改定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。